

日本泌尿器科学会 倫理委員会規則

制定 2000年6月7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会倫理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、倫理に関する諸問題を担当し、日本泌尿器科学会会員（以下「会員」という。）が行う治療行為および医学研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って正しく実施され、医の倫理に基づいて行われることを指導、支援する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。それにしたがって、理事長は下記の手続きをとる。

- (1) 会員が指導、指針を得たいとする案件を文書により理事会に提出し、審議が妥当とされる場合、その審議を担当する。
- (2) 審議終了後、委員長は、速やかにその結果を文書にて理事長に報告する。
- (3) 理事長は、理事会にその結果を報告し、理事会の承認を得た後、申請した会員に結果を通知し、指導、監督する。
- (4) 理事長は、委員長、申請した会員および関係者の同意を得て、個人のプライバシーを侵さない範囲で、その結果を公表することができる。
- (5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
- 4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、2005年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。

1 規則書式変更に伴う修正。用語統一。

2 第8条

委員会の開催の委員定数の変更(過半数→3分の2)。